平成２６年第１回定例会

三　沢　市　議　会　会　議　録

第３号（平成２６年３月７日）

◎議事日程

第１　市政に対する一般質問

（本定例会に提出された事件）

第２　議案第２号　平成２６年度三沢市一般会計予算

第３　議案第３号　平成２６年度三沢市国民健康保険特別会計予算

第４　議案第４号　平成２６年度三沢市食肉処理センター特別会計予算

第５　議案第５号　平成２６年度三沢市農業集落排水事業特別会計予算

第６　議案第６号　平成２６年度三沢市下水道事業特別会計予算

第７　議案第７号　平成２６年度三沢市介護保険特別会計予算

第８　議案第８号　平成２６年度三沢市後期高齢者医療特別会計予算

第９　議案第９号　平成２６年度三沢市水道事業会計予算

第10　議案第10号　平成２６年度三沢市立三沢病院事業会計予算

第11　議案第11号　専決処分の承認を求めることについて
（平成２５年度三沢市一般会計補正予算（第４号））

第12　議案第12号　平成２５年度三沢市一般会計補正予算（第５号）

第13　議案第13号　平成２５年度三沢市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

第14　議案第14号　平成２５年度三沢市下水道事業特別会計補正予算（第４号）

第15　議案第15号　平成２５年度三沢市介護保険特別会計補正予算（第３号）

第16　議案第16号　平成２５年度三沢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

第17　議案第17号　平成２５年度三沢市立三沢病院事業会計補正予算（第４号）

第18　議案第18号　三沢市予防接種健康被害調査委員会条例の制定について

第19　議案第19号　三沢市特別職の職員の給料等に関する条例及び三沢市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第20　議案第20号　三沢市東日本大震災に係る漁業用償却資産に対する固定資産税の特例に関する条例の制定について

第21　議案第21号　三沢市高齢者住宅整備資金貸付条例を廃止する条例の制定について

第22　議案第22号　三沢市障害者団体活動センター条例の制定について

第23　議案第23号　三沢市心身障害者住宅整備資金貸付条例を廃止する条例の制定について

第24　議案第24号　三沢市商工会館条例及び三沢市労働福祉会館条例の一部を改正する条例の制定について

第25　議案第25号　三沢市コミュニティ

マーケット条例の一部を改正する条例の制定について

第26　議案第26号　三沢市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

第27　議案第27号　三沢市消防本部手数料条例の一部を改正する条例の制定について

第28　議案第28号　青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更について

第29　議案第29号　市道の路線の廃止について

第30　議案第30号　市道の路線の認定について

第31　議案質疑

第32　特別委員会の設置及び議案の付託

第33　特別委員会委員の選任

◎本日の会議に付した事件

第１　市政に対する一般質問

（本定例会に提出された事件）

第２　議案第２号　平成２６年度三沢市一般会計予算

第３　議案第３号　平成２６年度三沢市国民健康保険特別会計予算

第４　議案第４号　平成２６年度三沢市食肉処理センター特別会計予算

第５　議案第５号　平成２６年度三沢市農業集落排水事業特別会計予算

第６　議案第６号　平成２６年度三沢市下水道事業特別会計予算

第７　議案第７号　平成２６年度三沢市介護保険特別会計予算

第８　議案第８号　平成２６年度三沢市後期高齢者医療特別会計予算

第９　議案第９号　平成２６年度三沢市水道事業会計予算

第10　議案第10号　平成２６年度三沢市立三沢病院事業会計予算

第11　議案第11号　専決処分の承認を求めることについて
（平成２５年度三沢市一般会計補正予算（第４号））

第12　議案第12号　平成２５年度三沢市一般会計補正予算（第５号）

第13　議案第13号　平成２５年度三沢市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

第14　議案第14号　平成２５年度三沢市下水道事業特別会計補正予算（第４号）

第15　議案第15号　平成２５年度三沢市介護保険特別会計補正予算（第３号）

第16　議案第16号　平成２５年度三沢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

第17　議案第17号　平成２５年度三沢市立三沢病院事業会計補正予算（第４号）

第18　議案第18号　三沢市予防接種健康被害調査委員会条例の制定について

第19　議案第19号　三沢市特別職の職員の給料等に関する条例及び三沢市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第20　議案第20号　三沢市東日本大震災に係る漁業用償却資産に対する固定資産税の特例に関する条例の制定について

第21　議案第21号　三沢市高齢者住宅整備資金貸付条例を廃止する条例の制定について

第22　議案第22号　三沢市障害者団体活動センター条例の制定について

第23　議案第23号　三沢市心身障害者住宅整備資金貸付条例を廃止する条

例の制定について

第24　議案第24号　三沢市商工会館条例及び三沢市労働福祉会館条例の一部を改正する条例の制定について

第25　議案第25号　三沢市コミュニティマーケット条例の一部を改正する条例の制定について

第26　議案第26号　三沢市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

第27　議案第27号　三沢市消防本部手数料条例の一部を改正する条例の制定について

第28　議案第28号　青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更について

第29　議案第29号　市道の路線の廃止について

第30　議案第30号　市道の路線の認定について

第31　議案質疑

第32　特別委員会の設置及び議案の付託

第33　特別委員会委員の選任

◎出席議員（１８名）

議長	１番	舩見亮悦君
副議長	１２番	堀光雄君
	２番	髙橋武志君
	３番	加澤明君
	４番	奥本菜保巳君
	５番	瀬崎雅弘君
	６番	澤口正義君
	７番	鈴木重正君
	８番	太田博之君
	９番	野坂篤司君
	１０番	春日洋子君
	１１番	西村盛男君
	１３番	小比類巻正規君
	１４番	小比類巻雅彦君
	１５番	馬場騎一君
	１６番	山本弥一君
	１７番	堤喜一郎君
	１８番	森三郎君

◎欠席議員（０名）

◎説明のため出席した者（２６名）

市長	種市一正君
副市長	米田光一郎君
政策財政部長	中西敬悦君
総務部長	佐々木卓也君
民生部長	宮古直志君
健康福祉部長	小泉富男君
経済部長	大澤裕彦君
建設部長	沼山明君
上下水道部長	今村哲也君
総務部理事兼防災管理監	繋範雄君
政策財政部参事兼財政課長	山本紀雄君
政策調整課長	山本剛志君
総務課長	佐々木亮君
秘書課長	田島一雄君
介護福祉課長兼いきいきデイセンター所長	田面木るり子君
家庭福祉課長	村井拓司君
健康推進課長	小泉博君
三沢病院事務局長	小比類巻雄一君
消防長	田村斎君
消防本部次長	葛西順一君
教育委員長	熊野稔君
教育長	吉田健君
教育部長	山本文彦君
学校教育課長	沼尾一秋君
生涯学習課長	内野主税君
代表監査委員	和泉英世君

◎職務のため出席した職員

事務局長	中村健一君
次長	伊澤徹君

庶務係長　大塚英知君
主査　山本聡君
主事　一戸剛君

別　紙

◎予算審査特別委員会委員一覧表

議席番号	職名	氏名
１５番	委員長	馬場騎一
９番	副委員長	野坂篤司
２番	委員	髙橋武志
３番	委員	加澤明
４番	委員	奥本菜保巳
５番	委員	瀬崎雅弘
６番	委員	澤口正義
７番	委員	鈴木重正
８番	委員	太田博之
１０番	委員	春日洋子
１１番	委員	西村盛男
１３番	委員	小比類巻正規
１４番	委員	小比類巻雅彦
１６番	委員	山本弥一
１７番	委員	堤喜一郎
１８番	委員	森三郎
１番	議長	舩見亮悦
１２番	副議長	堀光雄

◎補正予算審査特別委員会委員一覧表

議席番号	職名	氏名
１１番	委員長	西村盛男
３番	副委員長	加澤明
４番	委員	奥本菜保巳
６番	委員	澤口正義
９番	委員	野坂篤司
１４番	委員	小比類巻雅彦
１７番	委員	堤喜一郎
１８番	委員	森三郎

◎条例等審査特別委員会委員一覧表

議席番号	職名	氏名
１３番	委員長	小比類巻正規
２番	副委員長	髙橋武志
５番	委員	瀬崎雅弘
７番	委員	鈴木重正
８番	委員	太田博之
１０番	委員	春日洋子
１５番	委員	馬場騎一
１６番	委員	山本弥一

午前１０時００分　開議

○議長（舩見亮悦君）　出席議員は定足数に達しておりますので、３日目の本会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第３号をもって進めます。

◎日程第１　市政に対する一般質問

○議長（舩見亮悦君）　日程第１　昨日に引き続き、市政に対する一般質問を行います。

１０番春日洋子議員の登壇を願います。

○１０番（春日洋子君）　おはようございます。

１０番公明党の春日洋子でございます。通告の順に従い質問してまいります。

はじめに、健康問題の１点目、保健補導員制度の導入についてお伺いします。

保健補導員とは、市町村の委嘱を受けて健康情報を広める活動をする住民のことです。医師や看護師のような資格職ではなく、任期は２年で、地域で選ばれた家庭の主婦たちが中心となり、行政が伝達する健康情報を身につけて、健康診断の受診を呼びかけたり、生活習慣の改善をアドバイスしたりと、それぞれの地域の住民に伝えていくのが主な活動となっています。

長野県の保健補導員の活動は、今から約７０年前の、昭和１０年代後半からの結核、赤痢等の伝染病や乳幼児の死亡が多い、戦争中の劣悪な衛生環境の中で、昭和２０年に生まれました。

須坂市が発祥の地であり、その生みの親は、保健師の大峡美代志さんという方です。自分の生活すらままならない困難な時代に、戦後、新人保健師の大峡さんが村で一生懸命働く姿を見ていた地域の主婦たちが、少しでもお手伝いしようと自主的に呼びかけ、活動を始めたのがきっかけです。

その活動の中で、自分たちの健康を守るためには、自分たちがまず学習することが大切だと気づき、自主的学習の場として保健活動を開始したのが始まりでした。

現在では、日本一長寿と言われる長野県ですが、昭和３０年代ごろから脳卒中による死亡率が急上昇し、昭和４０年には全国ワーストワンになり、平均寿命も男性が全国９位、女性は２６位という状況にあったことから、県民に危機感が広がり、全県的な取り組みが動き出したと言われ、重要な役割を果たしている保健補導員の人数は約１万１，０００人で、卒業した人は、その後も強力な応援団となっているとのことでした。

さて、我が青森県においては、残念なことに全国最下位の短命県となっています。日本一長寿の長野県とは何が違うのでしょうか。

青森県健康福祉部によると、寿命が短い理由は、生活上のさまざまな要因が複合的に絡み合っているため、一概には言えないとしながら、青森県民は生活習慣病の発症率が高く、比較的若い世代もかかってしまう。また、働き盛りの自殺率が高いため、それが全体の寿命率に影響しているのではないかと説明しています。

生活習慣病というのは、食習慣や運動不足、喫煙、飲酒などといった生活習慣が、高血圧、がん、糖尿病、精神疾患に結びついてしまうことを指し、青森県民は塩分を多く摂取し、運動不足で、喫煙率、飲酒率が高いのだと言います。

それを裏づけているのは、厚労省が発表した平成２２年国民健康栄養調査結果で、４７都道府県中、青森県の男性の食塩摂取量は１３グラムで２位、喫煙率は４４．８％で１位、飲酒習慣者の割合は５１．６％で１位、肥満者の割合は３３．８％で９位となっており、一方で、野菜摂取量は３１位、１日の歩数量は５，９７６歩で４６位となっています。さらに、健康診断の受診率も３９位と低く、病院にかかるのも遅く、病気が進行しているケースが多いとのことでした。

平均寿命が短いというのは、子供も働き盛りの世代も、亡くなっている人が多いということです。県民全体が多くの健康に関する指標の値がよくないことを考え合わせると、本

市においても、さらに健康に対する意識を高める取り組みが求められるものと考えます。

そこで、家庭の健康管理者である女性が、健康に関する研修と技術を身につけ、家庭や地域に広げる保健補導員制度の導入ついて、その取り組みをお伺いします。

次に、２点目でありますヘルプカードの普及促進についてお伺いします。

緊急連絡先や必要な支援内容などが記載されたヘルプカードは、障害のある方などが、災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障害への理解や支援を求めるためのものです。

また、ヘルプカードは、ちょっと手助けが必要な人と、ちょっと手助けしたい人を結ぶカードでもあります。

障害のある人には、自分から困ったとなかなか伝えられない人がいます。支援が必要なのに、コミュニケーションに障害があって、そのことを伝えられない人、困っていることそのものを自覚していない人もいます。特に、災害時には、困り事がふえることが想定されます。

一方、地域の人からは、何かあったとき、どう支援してよいかわからない、障害のことがわからない、困っているのではと気になるけれど、誰にその人のことを聞いたらよいかわからないという声があると言われています。

そこで、何かきっかけさえあれば、両者がつながることができます。ヘルプカードは、そのきっかけをつくるものです。

このように、ヘルプカードは、本人にとっての安心、家族、支援者にとっての安心、情報とコミュニケーションを支援、障害に対する理解の促進の四つの意義が挙げられいてます。

本市においても、何かあったとき、弱者にすぐに支援の手を差し伸べられる環境づくりを一層進めていくことが求められるものと考え、ヘルプカードの普及促進についての取り組みについてお伺いします。

続いて、教育問題の読書通帳の導入についてお伺いします。

文部科学省の子どもの読書活動推進ホームページでは、読書を「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」と位置づけています。

では、子供たちの読書活動の実態はどのようになっているのでしょうか。社団法人全国学校図書館協議会が実施した第５７回読書調査によると、平成２３年における１カ月の平均読書冊数は、小学生９．９冊、中学生３．７冊、高校生１．８冊という結果であり、中学生以降、読書量は急激に低下することがわかります。

読書に関するアンケートによると、本を読まなかった理由としては、勉強や習い事、部活動等により、読書活動の確保が難しい、読みたい本がないという回答が目立っているとのことでした。

このように、子供の読書活動に対する期待は大きいものの、実態としては、学年が上がるごとに読書量が低下しており、期待する効果が十分に得られていないと考えられ、さらに、本を読まない理由として、読みたい本がないと挙げられていますが、読みたい本がないのではなく、子供がさまざまな本に触れ、関心を持つ機会が不足しているためとも考えられています。

このような現状を背景に、平成２３年に、文部科学省委託事業として、東京都江戸川区教育委員会の協力のもと、区内の指定中学校において、ＩＣＴを活用した読書通帳による、読書大好き日本一推進事業である実証的調査研究が行われました。

この調査結果では、読書における読書通帳の役割について、生徒は、読む本を選ぶ際に、通帳の記載されたデータを参考にし、通帳を友達同士で交換し、この本がおもしろいよといったやりとりを楽しんだり、仲のよい友達と本を推薦し合ったり、また、同じ本を

読んでいた場合は、感想を言い合ったりといった、読書を通じたコミュニケーションが促進されることがわかっています。

このような観点から、子供たちの健やかな成長にとって読書はなくてはならないものとなっており、子供たちの読書意欲、読書習慣を促進するための効果が期待される読書通帳の導入について、本市の取り組みについてお伺いします。

最後に、消防問題の消防団の処遇改善についてお伺いします。

近年、局地的な豪雨や台風などの自然災害が頻発し、地域防災力の強化が喫緊の課題となる中、消防団の重要性が改めて注目を集めています。

特に、間もなく３年を迎える東日本大震災では、多くの消防団員が、みずからも被災者であるにもかかわらず、救援活動に身を投じ、大きな役割を発揮しました。

その一方で、住民の避難誘導や水門の閉鎖などで１９８人が殉職し、命がけの職務であることが全国的に知られました。地域の実情を熟知している消防団は、災害列島日本の防災を担う重要な組織です。

ところが、その実態は厳しく、人口の高齢化や減少、サラリーマンの増加といった就業構造の変化によって、全国的に団員数の減少に歯どめがかからず、消防団の設置が市町村に義務づけられた１９５１年の翌１９５２年には約２００万人だった消防団員数は、その後、一貫して減少し、１９９０年には１００万人を割り込み、昨年４月には約８７万人まで落ち込んでおり、団員の減少、高齢化は深刻な問題となっています。

こうした事態を受け、昨年１２月に、消防団を支援する地域防災力充実強化法、いわゆる消防団支援法が成立・施行されました。

この消防団支援法は、消防団を将来にわたり、地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在として、国と地方自治体に対し、報酬などの処遇改善や訓練支援などの責務を課しています。

消防団員は、非常勤特別職の地方公務員であると同時に、本業の傍ら、自発的に参加するボランティアの性格もあわせ持っており、郷土愛と使命感にあふれる地域防災リーダーとして、消防団員が存分に活躍でき、どのような事態に遭遇しても犠牲者を出さない体制の構築を期待するものですが、本市における消防団の現状と、消防団支援法に基づき、今後どのように改善されるのかをお伺いします。

以上で、私の一般質問を終わります。御答弁をよろしくお願いします。

○議長（舩見亮悦君）　ただいまの１０番春日洋子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（種市一正君）　おはようございます。

ただいまの春日議員御質問の健康問題の第１点目、保健補導員制度の導入については私から、その他につきましては健康福祉部長等からお答えをさせますので、御了承願いたいと思います。

当市では、市民の健康づくりのために、町内会長からの推薦をいただいた保健協力員と、食生活改善推進員養成講座を修了した食生活改善推進員の方々に、市長より委嘱状を交付し、地域に結びついた健康づくり活動を行っていただいております。

活動内容といたしまして、保健協力会は、乳幼児から成人、高齢者に対する各種健康診査の受診勧奨や地域での健康相談、さらには栄養教室等の企画や周知活動などを行っているわけであります。

食生活改善推進員会は、児童館での食育活動や地域での調理実習などを行い、食を通じまして生活習慣病予防の働きかけを実施しております。

このように、両会は、地域と行政をつなぐパイプ役として、市民の皆様に対し、健康づくりへの働きかけを行うという重要な役割を担っている団体であります。

当市の保健協力員の任期は２年間で、再任を妨げないということになっており、任期満了となる時期には、町内会長に推薦をお願いしているわけであります。

しかし、戦後、基地を中心に発展したまちであることや、転入転出が多く、また、就業する女性が多くなっていることなどで、一部の町内会ではありますが、推薦をいただけないところもあります。このようなことから、現任の方に長期にわたって役割を担っていただいているのが現状でございます。

したがいまして、長野県のような持ち回りによる保健補導員制度の導入につきましては、地域柄、簡単にはいかないように思われます。

しかしながら、ほっぺた回しと言われる各戸順番制は、健康に関心のなかった人を健康に目覚めさせるよい方法となることから、この制度の導入ついて調査・研究をしてまいりたいと、このように考えております。

なお、今後の当市の健康づくりの取り組みといたしましては、平成２６年度に、三沢市健康展の開催を計画しており、特に保健協力員や食生活改善推進員の皆さんに御協力をいただき、市民の皆さんの健康づくりの意識をさらに高める機会といたしたいと考えております。

私からは、以上であります。

○議長（舩見亮悦君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（小泉富男君）　健康問題の第２点目、ヘルプカードの普及促進についてお答えいたします。

ヘルプカードは、聴覚障害者や内部障害者、知的障害者など、一見、障害者とわかりにくい方が、あらかじめ緊急連絡先や必要な支援事項を記入したカードを携帯することで、災害時や日常生活で困ったときに、周囲に自己の障害への理解や支援を求めやすくするため作成されたものでございます。

東京都では、平成２４年１０月に、ヘルプカード作成のためのガイドラインを策定し、標準様式によりヘルプカードを作成する都内の市区町村に対し、年間２５０万円を上限に経費を補助するなど、ヘルプカードをさらに広げるための取り組みが進められております。

こうした中、県内におきましては、市が主体となってヘルプカードを作成している例はございませんが、知的障害者の家族が中心となって組織されている青森県手をつなぐ育成会が、平成２５年３月に知的障害者用のヘルプカードを独自に作成し、会員に配付しております。

また、ＮＴＴグループは、耳や言葉が不自由な方向けに、電話お願い手帳を作成して、各自治体や聴覚障害者団体等に寄贈しており、当市では、いただいた手帳を総合社会福祉センターなどの公共機関に備え置くなどして、必要な方に自由にお持ち帰りいただいております。

三沢市独自でのヘルプカードの作成についてでございますが、先進事例を見ますと、このヘルプカードが効果的に機能するためには、障害の特性に応じた内容の充実を図ることや、障害者だけでなく、支援者にもヘルプカードの目的などを十分周知すること。さらには、東京都の取り組みに見られますように、一市区町村だけの狭い範囲ではなく、広域的に活用できるような方策をとることも重要視されております。

これらのことを踏まえ、当市といたしましては、県の方針や実施する市町村の動向を見定めながら、カードの形式、記載すべき内容、御利用いただく対象者など、作成に必要な事項について、今後、調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（舩見亮悦君）　教育長。

○教育長（吉田　健君）　教育問題、読書通帳の導入についてお答えいたします。

読書通帳については、子供たちが公立図書館や学校図書館で借りて読んだ本の記録を残し、読書内容の振り返りや、読書を通じたコミュニケーションの促進を図るため、通帳形

式の記録カードを作成し、手書きあるいは銀行のＡＴＭのような入出力装置で記帳することで、読書意欲向上のための新たな取り組みとして報告されています。

全国の主な先行施設としては、下関市や広島市など十数カ所の公立図書館で実施しているほか、独自に学校図書館で実施されている事例も見られます。

現在、市内の小中学校では、多くの学校で読書の時間を設定するとともに、読書通帳と同じように、自分が借りて読んだ図書の履歴を記録したり、返却の有無がわかるような読書カードを作成し、活用しております。

このほか、図書委員会を中心に、図書の紹介を行ったり、たくさん本を読んだ児童への表彰や、保護者などの協力を得て読み聞かせを行っている学校も多く見られます。

また、市立図書館では、４カ月児とその保護者を対象としたブックスタート、幼児・児童を対象とした読み聞かせ、小中学校においては、図書館を使った調べる学習コンクールを実施するなど、読書へ親しんでもらうための事業を多数実施しております。

読書通帳の導入につきましては、学校図書館における読書カードの活用や、また、市立図書館においては、市民が読書に親しむさまざまな事業の実施ともあわせ、読書意欲の向上の新たな方策の一つとして、今後、調査・研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（舩見亮悦君）　消防長。

○消防長（田村　斎君）　消防問題の消防団処遇改善についてお答えいたします。

消防団は、地域防災力の中心として大きな役割を果たしておりますが、近年、東日本大震災という未曾有の大災害をはじめ、局地的な豪雨、豪雪や台風等による災害が各地で頻発し、地域防災力の重要性が増大している一方、社会経済情勢の変化により、消防団員数の減少、高齢化等のさまざまな課題に直面しております。

このような中で、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全の確保に資することを目的として、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が制定され、昨年１２月１３日に公布されたところであります。

この法律では、消防団を、将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在と規定し、消防団員の加入促進、処遇の改善、装備や教育・訓練の改善、標準化について、国及び地方公共団体に必要な措置を講ずることを義務づけたところであります。

国においては、消防団の救助資機材搭載車両の整備費として、平成２５年度補正予算及び平成２６年度当初予算で措置を行い、消防団装備に対する大幅な地方交付税の増額や、消防団車両及び拠点施設の機能強化に対する地方財政措置として、緊急防災減災事業債を継続実施することとし、また、消防団員の退職報償金についても大幅な引き上げをしたところであります。

御質問の当市消防団の現状でありますが、団員の処遇改善として、平成４年、平成９年に条例改正を行い、報酬及び出動手当の増額を図っております。

消防団装備につきましては、県内に先駆け、全分団車両に車載無線機を整備し、個人の安全装備品として、保安帽、防火長靴、東日本大震災後は、全分団に発電機、非常用照明器具、防火衣及び救命胴衣を整備したところであります。

また、車両の更新時には、チェーンソー等の救助資機材を整備しており、着実に整備の充実が図られているものと考えております。

訓練等につきましては、なりわいの傍ら、消防活動に必要な中継送水訓練やＡＥＤを含む上級普通救命講習による救命技術の修得、さらには消防大学校及び青森県消防学校における教育訓練並びに防災に関する各種研修会等へ積極的に参加いただいているところであります。

消防団員確保対策といたしましては、平成

１１年に、各階級の定年を８歳程度引き上げる条例改正を行い、定着率の向上を図るとともに、加入促進として、消防団員みずからが各地域において積極的に勧誘活動を実施したことに加え、消防団活性化対策として、平成３年から取り組んでいる三沢市消防の集い等の効果もあって、現在の消防団員数は、条例定数３２０名に対し、実員数３２０名の充足率１００％となっております。

今回、法律が施行されたことに伴い、当市といたしましては、本法律の基本施策である消防団加入促進としての意識の啓発や事業者等との協力、活動の強化のための処遇及び装備の改善、町内会や自主防災会との連携体制の構築に取り組み、消防団を中心とした地域防災力の強化を図り、消防防災体制の確立に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（舩見亮悦君）　春日議員。

○１０番（春日洋子君）　御答弁ありがとうございました。

質問順に再質問させていただきます。

はじめに、健康問題の保健補導員制度についてでありますけれども、市長も、私が質問したとおり、長野県の先進的な、長い歴史の中で大きな効果をもたらしてきている保健補導員ですから、容易に三沢市としても、導入にはさまざまな諸条件、厳しい条件があるということは私も承知の上での今回の質問とさせていただきました。

ほっぺた回し、持ち回りというところですけれども、実は前々回でしたでしょうか、これまでの議会の一般質問の中で、三沢市も、健康立市三沢市としての方向性を示して、健康づくりに、さらに増進の取り組みをすべきではないかということで提案をさせていただいた折に、そのとおり、健康立市三沢市を掲げ、進んでいこうという御答弁をいただいたところでありました。

具体的なものも当局ではお考えのことかと思いますけれども、このこともひとつ容易ではないということは承知の上で質問をさせていただきました。

例えば、町内会においての厳しい状況もあるかと思いますけれども、私の町内会では、町内会の班長は持ち回り、そしてまた、私たち女性の母の会、また、防火クラブの組織を私たちの町内会で構成しておりますけれども、こちらの班長等の役割も持ち回りでしております。意識を高めるということでは、非常にいい団結の姿というふうに私は思っております。

やはり保健補導員制度、ここにこだわるということではありませけれども、いかに裾野を広げていくかということですね。市長の答弁でも、２年間を任期としているけれども、次の方へということを考えた場合には、なかなか容易に受けていただけるような方が見当たらないという町内の方もいらっしゃるかと思いますけれども、私は、青森県と長野県が同じような年代に、保健協力員の組織、青森県でも立ち上がり、同じような活動をしてきているけれども、広がりの停滞、裾野を広げるということでは、ここが大きな差となっているのかなというふうに思います。

ですから、市内全域にこのことを導入ということは困難だとは思いますので、私は、モデル的に保健補導員制度の導入、そして、ここを一つのきっかけとして年々広げていける取り組みがなされたらどうかということも考えておりますので、このことについて、もう一度御答弁をいただきたいというふうに思います。

それから、ヘルプカードの普及促進についてでありました。手をつなぐ育成会の皆様、また、ＮＴＴ、団体、企業の方がこれに類似した取り組みをなさっている。

これまでも、全国の導入済みの自治体では、ヘルプカードという名称、類似したような取り組みで、名称としては、コミュニケーション支援ボード、また、防災緊急時安心カード、ライフカードなどの独自の名称でありまして、東京都では、このたび統一したガイドラインに沿ったルプカードの導入という

ふうに広めているということですけれども、私は、いざ有事のときに、平時のときでも同じような思いを抱いて、御本人、むしろ御家族の方が、そういう思いというものを痛切に感じていらっしゃる。我が子を送り出して、無事にまたうちへ戻ってくるまでの、そういう思いというのははかり知れないと思っております。

そういう観点で、総合的な支援が必要だというふうに思っておりますし、またこれが、ひいては思いやりの社会ということにつながっていくのではないかと思いますので、ぜひヘルプカード、どういう形になるかということは、やはり当事者の方々、障害者団体の方等とさまざまなものを話し合いの中で、三沢市として必要なもの、こういう形というものが見えてくるのではないかというふうに思いますので、こういうふうに前向きに取り組んでいただけないかということを質問させていただきます。

読書通帳でありました。子供たちに読書、これは、子供たちは楽しければ楽しい本だ。読書をしなさいとか、押しつけではなく、出会った本がいかに自分自身の心に響き、そして、本は楽しいと、そういう読書の世界に浸って楽しいということが心で感じられれば、誰に言われなくても、本はどんどん読んでいきたいと思えるということが、それが理想ではないかというふうに思っております。

読書通帳というのは、きっかけづくりということの思いでの質問でもありました。先進的に取り組んでいる自治体では、読書通帳というのは、本を借りる際に専用の器機を通して、貸出日や本のタイトル等を預金通帳のように印字されるというものですよね。ですから、ＩＣＴを活用したということになりますけれども、これがやはり手書きの部分、市内の小中学校では、子供たちが学校図書を利用したときの読書の履歴等を、感想等も記入していただいて廊下に展示し、児童生徒の皆さんが、友達はどんな本を読んで、どんなふうに感じたか、こういうことが一目瞭然にわかるような取り組み、工夫をしているということも先日伺いました。これはこれですばらしい、ありがたい取り組みだったなというふうに思いますけれども、一歩進めて、さらにという意味でもありましたので、意欲の向上につなげられるきっかけになるのではないかなというふうに思いました。

この読書通帳機はお安いものではありません。一部見てみましたら、５００万円単位でしょうか、通帳機は高いのだなというふうに思いましたけれども、導入している自治体の参考事例でありますけれども、読書通帳の取り組みに賛同していただいた地元銀行の方ですとか、また、地元団体からの寄附を活用して購入する取り組みをしている。寄附金であったり、基金を積み立てるとか、一足飛びには予算を確保するということは困難だと思いますけれども、それに向けて努力をしていっていただきたいということが私の願いでありますので、そういう方向性にこれから前向きに取り組んでいっていただけるかどうかということを再度お聞きしたいと思います。

消防問題について、消防長から御答弁いただきました。

このたびの消防団支援法の施行により、国においては、ことしの４月から、退職報償金を全階級で一律５万円引き上げとする。そしてまた、一方で、団員報酬と出動費用弁償にかかわる交付税措置、措置額については据え置きということでありましたけれども、これまで、平成４年、９年に増額をしてきたということでありますけれども。

先日、予算書を改めて拝見しましたら、階級ごとに年額報酬が定められておりますけれども、一般団員は１万６，０００円、出動手当は１回につき１，８００円ということでありましたけれども、私は、これらの消防団員の皆様の御苦労を考え、これからもまた本当にどれほどの防災に対してのリーダーとして力を発揮していくかということを考え合わせると、この報酬と出動手当の額の改善についても、引き上げということで取り組むべきも

のというふうに考えますけれども、その見解をお伺いしたいと思います。

また、団員の減少対策として、２点伺いたいと思いますけれども、これまで自治体職員の入団については、自治体の裁量に委ねられてきたということでありました。今後は、職務に支障がない限り、認めるよう義務づけたとしてあります。このことに伴って、本市においては、市職員への周知はどのように行っていくのか、そのことをお伺いしたいと思います。

また、もう１点ですけれども、内閣府の世論調査によりますと、消防団に入団しない理由として、体力に自信がない、高齢である、職業と両立しそうにないと思うなどが挙げられています。こうした変化に応じて、全ての消防団活動に参加できなくても、広報や高齢者訪問など、限定的な活動をする機能別消防団員、また、大規模災害のときだけ活動する機能別消防分団の制度、消防長は、２００５年から導入しているということでありました。

本市におきましても、現在は消防団員数は充足しているというふうに伺っておりましたけれども、将来に向けてですけれども、今後、先々に備えるという意味で、団員ＯＢに再入団を促すこと、また、新規団員の入団につなげる取り組みになるという、こういう周知というものはどのようになされていくのか。

以上、お聞きしたいと思います。

○議長（舩見亮悦君）　答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（小泉富男君）　福祉問題の保健補導員制度についてでございますが、健康立市三沢につきましては、健康対策推進協議会、こちらの意見を聞きながら、今後、立市宣言するかどうか、検討してまいりたいと考えております。

それから、保健補導員の裾野を広げることについてでございますが、これについては、町内会の加入率とかさまざまございますが、大変有効な補導員制度でございますので、導入について調査・研究してまいりたいと考えております。

それから、ヘルプカードについてでございます。導入を前向きにというお話でございますが、障害者の方が移動されることもあります。したがいまして、三沢市だけではなくて、広域的に活用されることが大事だと考えますので、各市町村、連携をとることも含めまして、調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（舩見亮悦君）　教育長。

○教育長（吉田　健君）　春日議員再質問の市立図書館、学校図書館における読書活動推進のきっかけとして、従来の取り組みとあわせ、さらに一歩進め、読書通帳を導入する考えがあるか、また、具体的な方向性の取り組みについてお答えいたします。

このことについては、春日議員の御提案の趣旨を踏まえ、特に、現在、読書通帳を実施しています公立図書館や、文部科学省のＩＣＴ活用による生涯学習支援事業において、学校図書館委託校の先進事例や情報、また、効果も十分に参考にした上で、導入の有無も視野に入れ、読書意欲を高める調査・研究をしてまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（舩見亮悦君）　消防長。

○消防長（田村　斎君）　消防問題の再質問についてお答えいたします。

まず第１点目、報酬及び出動手当の引き上げについてであります。

先ほども御説明申し上げましたとおり、平成４年、平成９年で条例改正を行い、費用弁償、年報酬の増額を図っております。現在においても、その金額は、国の基準を上回った金額となっております。

今後、近年において発生しております災害の特徴を見ますと、長時間にわたる災害対応、あるいは行方不明者の捜索に当たる日数の多さを考えますと、同じような出動手当で

いいのかというふうに考えますと、やはりそこの部分には割り増し部分があってもいいのではないかというふうなことから、出動手当等の割り増しについて検討してまいりたいというふうに思っております。

２点目、消防団員の確保についてということについてお答えいたします。

消防団員の確保につきましては、現在も各地域において、地元の消防団員が勧誘活動を行っておりますが、本法律の施行に伴いまして、一般職の国家公務員または一般職の地方公務員と非常勤の消防団員の兼職が特例として認められました。このようなことから、関係団体へ通知等を出しまして、入団の可能性があるかどうかということで話を進めてまいりたいと思っております。

それから、機能別消防団についてであります。

現在は、一定の年で資格がなくなりますと、消防団員として退職するということで、退職消防団員の持っている知識、技術をそのままにしておくということは大変もったいないことであるというふうに考えております。このようなことから、退職消防団員が団員活動の一環を補完する活動、例えば火災予防広報、情報収集及び避難誘導を行う活動ができる機能別分団・団員の制度が、全国で実例が見受けられることもありますので、今後、退団する団員の方に対しまして、そのようなことが可能であるかどうかを検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（舩見亮悦君）　以上で、１０番春日議員の質問を終わります。

一般質問を次に移ります。

２番髙橋武志議員の登壇を願います。

○２番（髙橋武志君）　２番市民クラブの髙橋武志でございます。一般質問、最後になりましたけれども、まだ１１時ということでございますけれども、まずは、皆さん、おはようございますからスタートしたいと思います。おはようございます。

きのうも野坂議員の、演壇でソチオリンピックの話がありました。私もソチオリンピックについて原稿をつくっておりますので、まだ時間もあります。オリンピックの話を原稿どおり進めていきたいと。それから質問に入りたいと思います。

世界的スポーツの祭典、ソチオリンピック、２月２３日閉会しました。２０日間の競技の熱戦を繰り広げ、そして、喜びあり、涙あり、感激・感動を与えた、話題の多いソチオリンピックでもあったと思います。そして、２０１８年第２３回大会、４年後は韓国で開催される予定であります。

また、夏の東京オリンピック、６年後、２０２０年８月に開催が決まっております。国際オリンピック委員会の選考で、東京が誘致合戦を制し、日本の安定した財政、都市機能が高く評価され、また、開催意義に東日本大震災からの復興を支援するスポーツの力を打ち出したことも共感を呼びました。６年後の東京オリンピックが楽しみであります。また、話題にしたいものだと思っております。

それでは、通告に従い、介護保険事業について、一般質問に入らせていただきます。

最近、新聞などで介護保険にかかわる記事を目にすることが多くなりました。介護保険事業が、ここに来て、今、何が変わるのか。そして、これまでの介護保険サービスが低下につながるのではないのか。今、介護保険サービスを受けられている市民の方々も心配されるところであります。

私も団塊の最後の世代として、介護保険を受けられる年齢、これから必要とする年齢になりました。介護保険制度が特に気になる年齢にもなりました。

そこで、今回、介護保険事業について一般質問をさせていただきます。

介護保険は、全国的に高齢化が進む中、２０００年、平成１２年に介護保険制度が始まり、以後、介護を必要とする年齢を国民の共同連帯の理念に基づき、社会全体で支える仕組みとして制度が定着してきました。

要介護者数や介護サービスの利用料は、毎年増加の一途をたどっております。そのため、２００６年、平成１８年度から、介護保険制度の持続可能な観点から、予防重視、地域密着サービスの導入や地域包括センターの創設など、大幅な制度の見直しも行われてきました。

現在の介護保険事業計画第５期は、平成２４年度から平成２６年までの３カ年を計画期間とし、平成１８年度から平成２０年度の第３期において設定した長期的な目標を見据え、直近の状況を踏まえ、適切な補正を行いつつ、最終段階となる平成２６年までの計画期間と定められ、今日に至っております。

最近の報道で、介護保険にかかわる記事の内容は、介護保険の保険料にかかわること、高齢化の現状についてのこと、そして、介護の必要度が軽い要支援者を介護保険サービスから切り離すこと、介護サービスを受けるのに必要な要介護認定期間などについてのこと、さまざま制度の見直しも報道されております。これは、平成２７年度から始まる第６期介護保険事業計画の策定に向けた準備がこれから始まるからであります。

２月１９日の新聞の記事で、介護保険料現役負担５，０００円突破、４０歳から６４歳の第２被保険者が負担する介護保険料が２０１４年度は過去最高を更新し、全国平均１人当たり月５，２７３円となる見込みであると厚生労働省の推測でわかりました。

また、現役世代の保険料見込みが５，０００円を突破するのは初めてで、介護保険制度を開始してから、平成１２年の２，０７５円から２．５倍ほどに膨らむとも報道されました。

２月２３日の新聞の記事では、県健康福祉部の庁内プロジェクトチームの試算結果として、現行の制度のまま超高齢化が進むと、介護給付費が増大し、保険料の右肩上がりが続くと見ており、保険料上昇を防ぐためにも、介護サービスを受けずとも元気で暮らせる生涯現役社会を構築する必要があると提案もされております。

介護給付費が増大する要因に、超高齢化の現状があります。青森県の高齢者人口調査結果で、平成２５年２月１日現在で高齢化率は県平均２６．６４％で、三沢市の高齢化率は、県内で低いものの、前年度より０．６４％上昇し、２０．８６％であります。当市においても高齢化が進んでおります。約５人に１人が高齢者の割合になる計算であります。

また、当市の介護保険事業計画は、平成２０年度から施行された三沢市総合振興計画の基本理念「人とまち　みんなで創る　国際文化都市」を達成するために、六つの基本方針を掲げ、その重要課題の一つとして、「健康で助け合うまちづくり」の中に、上位計画として高齢者福祉の充実を定め、三沢市高齢者福祉計画に、その三沢市介護保険事業計画を関連計画とし、高齢者施策の総合的な計画をしっかりと定めております。

三沢市介護保険事業計画の地域支援事業の中には、介護予防事業、包括的支援事業、その他の任意事業の中に介護予防の充実を掲げております。これらの事業を通して、これからも介護予防の必要な高齢者を早期に把握し、要支援・要介護状態になることを予防するためのさまざまな健康づくり活動や生きがいづくり活動、高齢者一人一人が介護サービスを受けずとも元気で暮らせる地域福祉活動の推進と、特に任意事業の施策がより重要である、そして必要であると思います。

さまざまに有機的に協働――協力して働くの協働であります――協働していくことが、これからの介護予防事業にもつながり、地域全体の変革、福祉の主体を形成し、私たちの健康は私たち自身の手で創造し、変えていく、その気構えが、そして、システムづくりが大変重要であると考えます。

そこで、平成２７年度からの第６期介護保険事業計画は、当市においても策定に向け準備が進められるものと思います。

現役世代の保険料見込みが、介護保険制度を開始した平成１２年から２．５倍ほどに膨

らむとも報道されております。また、６５歳以上の第１号被保険者の介護保険料基準額が平成２４年度に改正されました。

一般的な考え方としては、平成２７年度からの第６期介護保険事業計画では、介護保険料の増額ということにもなるのではないでしょうか。

また、厚生労働省は、要支援認定者、介護の必要度が低い要支援１、２向けのサービスを市町村事業に移行させる方針であるとのことであります。この移行により、全国一律サービスをやめ、内容や利用者の負担を市町村の裁量に委ね、地域の事情に応じた効率的なサービスが可能になるということでありますが、市民への影響はないのでしょうか。

そこで、次の３点についてお伺いいたします。

１点目、第５期介護予防の事業における地域支援事業の中のその他の事業、任意事業についての利用者の状況と反応、評価の考え方についてお伺いいたします。

２点目、第６期介護保険事業計画の計画期間、見直し時期及び考え方についてお伺いいたします。

３点目、要支援１、２の認定者が介護保険から切り離される動きがあるが、市の対応について、従来どおりの対応で臨むのか、何か別の考えがあるのか、お伺いいたします。

以上で、私の質問を終わります。御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（舩見亮悦君）　ただいまの２番髙橋武志議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（種市一正君）　ただいまの髙橋議員御質問の介護保険事業についての第１点目につきましては私から、その他につきましては副市長及び健康福祉部長からお答えをさせますので、御了承願いたいと思います。

質問の第１点目、当市における任意事業の内容と、その実績についてお答えをいたします。

任意事業は、市が独自で、地域の特性により、必要性に応じて実施するものでありますが、現在、３１の地区で、おらほの寺子屋として自主活動する介護予防教室や、認知症に対する正しい理解を深めることを目的とした認知症サポーター養成事業、さらには、高齢者を介護している御家庭に対して知識や技術の習得を目的とした家族介護教室などがございます。

これらの事業の実績といたしまして、介護予防教室には約６，０００人、認知症サポーター養成事業には５４４人、家族介護教室には約２００人の方々が参加されております。

次に、要支援認定者の推移でありますが、第３期計画策定以降、介護予防事業の効果などによりまして、第５期の推定値は３６４人となっており、平成２６年１月末現在の要支援認定者数は３２９人となっておりますことから、おおむね計画どおりの推移となっているところであります。

以上であります。

○議長（舩見亮悦君）　副市長。

○副市長（米田光一郎君）　介護保険事業についての第２点目、第６期の介護保険事業計画の計画期間、見直し時期及び考え方についてお答えいたします。

介護保険制度では、３年を１期として計画を策定することになっておりますことから、第６期は平成２７年度から平成２９年度が計画期間となります。

策定時期につきましては、平成２６年度に圏域ごとのアンケート調査を実施し、地域の課題やニーズを計画に反映させるとともに、介護保険事業運営協議会において御意見や御提言をいただき、今後、国が示す基本方針を踏まえ、市の実情を盛り込んだ計画を策定してまいりたいと考えております。

なお、介護保険料につきましては、利用者の増加に伴う介護保険給付費の増や消費税率の引き上げなど、介護保険特別会計の歳出をふやす要因を懸念しておりますが、介護保険予防事業を強化し、介護サービスの適正化に

努め、できる限り介護保険料の上昇は抑えるように努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（舩見亮悦君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（小泉富男君）　介護保険事業の３点目についてお答えいたします。

要支援１、２の認定者の介護保険からの切り離しについてでございますが、国会審議中であります介護保険制度の改正案では、現在利用している訪問介護と通所介護について、平成２９年４月までに地域支援事業へ移行する予定とされております。

財源につきましては、市の単独費用としてではなくて、介護保険の制度内で確保されることが示されております。

また、サービス提供につきましては、引き続き従前と同様のサービスが受けられるよう、サービスの低下につながらないように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（舩見亮悦君）　髙橋議員。

○２番（髙橋武志君）　種市市長をはじめ、執行部の御答弁ありがとうございました。

介護保険事業が新聞等で、これから変わるというような報道の見出しが出ております。市民の方々が非常に心配されているところだと思います。

現在の介護保険事業に対して、これから計画される第６期、現在、５期でございますけれども、種市市長、そして、米田副市長、そして、小泉健康福祉部長から、力強い介護保険に対しての御回答をいただいて、本当にありがとうございます。

ただ、きょうは、現在の状況、そしてまた、これからの計画、そして、政策等が変わった場合の３点をお伺いいたしました。

１点目の現在の要支援の実績、これは計画どおり進められているということで、施策の効果が出ているのかなというふうに思っております。

先ほど、寺子屋とか介護予防の事業がかなり３１地区で進められているということでありますので、今後も政策を実行していただきたいと、そういうふうに思っております。

２点、３点、これは予防ということで、これから計画されるわけでございますけれども、市民の皆さん方が、まず健康であると、そういう予防施策、これを第一に考えていただいて、そしてまた、市民の皆様方が、生涯現役社会を目指すと、これをまず計画に取り組んでいただきたいと。そして、１００％生涯現役ということは、まずあり得ないわけなので、１人でも要支援者が減るような形で計画に臨んでほしいと、そういうふうに要望して一般質問を終わります。要望でございます。

○議長（舩見亮悦君）　以上で、２番髙橋議員の質問を終わります。

これをもって、一般質問を終わります。

◎日程第　２　議案第　２号から
日程第３０　議案第３０号まで

○議長（舩見亮悦君）　次に、日程第２　議案第２号から日程第３０　議案第３０号までを一括議題といたします。

◎日程第３１　議案質疑

○議長（舩見亮悦君）　日程第３１　ただいま一括議題といたしました全議案に対し、議案質疑を行いますが、この後、特別委員会も予定しておりますので、質疑は大綱的なものに絞って願います。

なお、通告がありますので、発言を許します。

１６番山本弥一議員。

○１６番（山本弥一君）　それでは、議案第２号平成２６年度三沢市一般会計予算について、議案質疑をいたします。

質問の趣旨は、平成２６年度の当初予算の編成に当たって、経常収支比率の引き下げへの取り組みと経常収支比率を問うものであります。

市長は、当市の財政状況は、社会保障関連

経費が年々増加していることに加え、自主財源の大宗をなす市税や地方交付税をはじめとする依存財源についても、大幅な増加を見込むこともできず、厳しい財政環境の中で、平成２６年度の当初予算の編成に当たり、三沢市総合振興計画のまちづくりの基本方針に基づき、将来世代への持続可能な財政構造を確立するための予算編成であると、その提案理由を述べられました。

その結果、平成２６年度三沢市一般会計当初予算額は、歳入歳出とも２０８億４，２００万円となり、前年度当初予算額と比較し、３億４，５００万円で、率にして１．７％の増となっています。

よく、公共団体の財政が健全でなければならないと言われております。ともすれば、我々は、決算尻を捉えて、赤字であれば不健全で、反対に、黒字であれば健全というレッテルを張りつけて、その中身はどうであるかを論ずることを忘れがちであります。したがって、自治体本来の任務を実施した上で、なおかつ収支が黒字でなければなりません。

反対に、将来のために積立金を行った結果、若干の赤字が出たからといって、批判するには当たりません。自治体の財政は、単年度に限らず、行政需要が存続する限り永遠に続きます。

一般的に、健全財政とは何か、いろいろ論議されているが、理想的な財政運営から見ると、税収と地方交付税などの経常的一般財源で人件費や物件費、そして扶助費や公債費等の経費を十分に賄って、なお相当額の一般財源を投資的経費に向けることであります。よって、内部管理経費を極力圧縮して、いかにして住民福祉向上のための投資的経費を捻出するかが重要な鍵で、そこに財政運営の苦労があります。

本市では、健全財政を目指して、行財政改革に取り組んできているところであります。

そこで、お尋ねいたしますが、自治体財政に弾力性があるか否かの指標に、経常的一般財源に対する経常的経費の比率を求めて判断してきております。よく、財政硬直化指数とか財政弾力指数と言われております。一般に、市においては、経常的収支比率は７５％から８０％が標準値と言われております。

平成２６年度の当初予算編成に当たって、本市の経常収支比率の引き下げにどのような取り組みがなされたのか。はたまた、平成２６年度当初予算が施行された場合、平成２４年度決算と比較して、経常収支比率がどう改善が図られるのか、答弁を求めるものであります。

以上で、議案第２号平成２６年度三沢市一般会計予算について、私の議案質疑を終わります。

○議長（舩見亮悦君）　ただいまの議案質疑に対する当局の答弁を求めます。

政策財政部長。

○政策財政部長（中西敬悦君）　平成２６年度三沢市一般会計が施行された場合の経常収支比率の引き下げへの取り組みと、改善率等についての御質問にお答えいたします。

三沢市の財政状況は、平成２４年度決算における地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率を見ると、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、普通会計、特別会計とも黒字であり、企業会計においても、資金不足はないため、該当いたしません。

また、実質公債費比率や将来負担比率につきましても、早期健全化基準を大きく下回っているところでございます。

こうした中におきまして、財政構造の弾力性を判断するために用いられている指標として、経常収支比率があり、当市の場合、平成２０年度までは９０％を超えていたものの、その後は９０％以内を推移しており、平成２４年度決算においては８９．５％となっているところであります。

この比率は、人件費や扶助費などの経常的経費に、地方税や地方交付税等の経常的な収入の一般財源がどの程度充当されたかを見るもので、この比率の改善には、経常一般財源

の増収確保や義務的経費の節減が必要となるところであります。

具体的には、歳入につきましては、市税の収納率の向上やその他の自主財源の確保に努め、歳出については、既にこれまでも行財政改革により、人件費の削減に努めているところであり、今後も特別職給料や管理職手当の削減等を継続していくものであります。

扶助費につきましては、少子高齢化に伴う各種事業の重要度が高いことから、その削減は非常に難しいところではありますが、事業内容については、引き続き精査していきたいと考えております。

また、公債費につきましては、高金利の市債について、繰り上げ償還や借りかえを実施してきており、今後も計画的な償還計画に加え、起債の抑制を図り、プライマリーバランスを保つように努めてまいりたいと考えております。

なお、平成２６年度当初予算と平成２４年度決算における経常収支比率の比較についての御質問でございますが、当初予算ベースでの数値では、決算額で算定した数値との誤差が大きく出る可能性が高いため、正確な比率の比較ができないため、当初予算における経常収支比率の算出は行っておりませんので、御理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（船見亮悦君）　山本議員。

○１６番（山本弥一君）　では、再質問させていただきます。

平成２０年度等に比べれば、少しずつはよくなっているという傾向はわかりました。先ほども前段で申し上げましたけれども、市においては、一般的に８０から７５％が標準値ということになっているので、やはりそこを、健全財政を、行政改革に取り組んでいる中ではありますが、早くそうした標準値に戻す努力が一層執行部等に求められると思います。

そこで、今後において、そういうような投資的経費を生みながら、さらに健全財政を目指す。大変難しいことであろうが、ここで市長の、今後のこうした経常収支比率の標準化に向けて、トップとしてどのような考えを持っているのか、お伺いします。

○議長（船見亮悦君）　市長。

○市長（種市一正君）　お答えをいたします。

先ほどの部長の答弁で尽きるわけでありますけれども、いずれにいたしましても、税収がなかなか、経済の動向等を見ましても、非常に当市の状況を考えれば、なかなか難しいというのが実情でございます。

したがいまして、これまでもいろいろ行政改革に取り組んできたわけでありまして、このことをぜひまた推し進めてまいりたい。このように思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（船見亮悦君）　以上で、議案質疑を終結します。

◎日程第３２　特別委員会の設置及び議案の付託

○議長（船見亮悦君）　日程第３２　特別委員会の設置及び議案の付託を行います。

お諮りします。

ただいま一括議題となっております議案の審査に当たりましては、１６名をもって構成する予算審査特別委員会、８名をもって構成する補正予算審査特別委員会、同じく８名をもって構成する条例等審査特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、慎重に行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（船見亮悦君）　御異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会、定数１６名、補正予算審査特別委員会、定数８名、条例等審査特別委員会、定数８名をそれぞれ設置し、これに付託することに決しました。

それでは、議案の付託を行います。

予算審査特別委員会には、議案第２号から

議案第１０号までの９件を、補正予算審査特別委員会には、議案第１１号から議案第１７号までの７件を、条例等審査特別委員会には、議案第１８号から議案第３０号までの１３件を、それぞれ付託します。

◎日程第３３　特別委員会委員の選任

○議長（舩見亮悦君）　日程第３３　特別委員会委員の選任を行います。

ただいま設置されました３特別委員会の委員の選任については、委員会条例第８条第１項の規定により、お手元に配付しております特別委員会委員及び付託議案一覧表のとおり指名します。

なお、特別委員会委員の方々は、本日散会後、委員長、副委員長をそれぞれ互選して、議長まで報告願います。

また、ただいま設置されました各特別委員会の組織会は、はじめに、予算審査特別委員会を大会議室において行い、引き続き、補正予算審査特別委員会を大会議室、条例等審査特別委員会を第２会議室において、それぞれ願います。

○議長（舩見亮悦君）　以上で、本日の日程は終了しました。

なお、明日から１２日までは、特別委員会審査等のため、本会議は休会となります。

次回本会議は、１３日午前１０時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会します。

午前１１時３２分　散会